

別紙9 GAP拡大推進加速化

第1 事業の実施方針

国際水準GAPの実施及び認証取得の推進は、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

このため、我が国の国際水準GAPの取組の拡大を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、GAPの取組の拡大を図るために必要な施策を推進するものであり、

- ① 産地における農作業事故等のリスクを低減する手法としてGAPの団体認証取得が有効であることを実証し、各産地に横展開するため、GAPの団体認証取得を通じた認証取得前後の産地リスクの低減効果を分析評価し実証する取組を支援する「産地リスク対策実証」
- ② 国際水準に改訂した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤ガイドライン（以下「改訂GAPガイドライン」という。）を活用した国際水準GAPの指導を推進するため、都道府県GAP指導体制に位置付けた者を対象とした改訂GAPガイドラインに関する研修会を開催する取組を支援する「改訂GAPガイドライン普及促進」
- ③ GFSIに承認された我が国発のGAP認証スキームであるASIAGAPについて、アジアで主流の仕組みとなるよう、利用拡大と輸出促進に必要な取組を支援する「日本発GAPの国際化推進」
- ④ 日本版畜産GAPの認証審査推進のための審査員育成、動物福祉に配慮した飼養管理の普及推進等の取組を支援する「畜産GAP拡大推進加速化」
- ⑤ 都道府県によるGAP指導体制の下で行うGAP指導活動の推進及び人材育成を目的とした農業教育機関のGAP認証取得等の取組を支援する「国際水準GAP普及推進交付金」
- ⑥ 日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員の育成、GAP認証取得等の取組を支援する「畜産GAP拡大推進加速化交付金」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 産地リスク対策実証
Iに定めるとおりとする。
- 2 改訂GAPガイドライン普及促進
IIに定めるとおりとする。
- 3 日本発GAPの国際化推進
IIIに定めるとおりとする。
- 4 畜産GAP拡大推進加速化
IVに定めるとおりとする。
- 5 国際水準GAP普及推進交付金
Vに定めるとおりとする。
- 6 畜産GAP拡大推進加速化交付金
VIに定めるとおりとする。

I 産地リスク対策実証

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 産地リスク

残留農薬の検出や農作業中の事故、廃液による水質汚染等の農業における食品安全・環境保全・労働安全等に係る産地の存続を脅かすリスクをいう。

(2) 実証地区

産地リスクの低減効果を実証するため、GAPの団体認証取得や認証取得前後の産地リスクに関するデータの収集・報告等の取組を行う産地をいう。

(3) GAP認証

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP又はJGAPの団体認証をいう。

2 取組内容

国内産地におけるGAPの取組の浸透を図る観点から、農作業事故等のリスクを低減する手法として、GAPの団体認証取得が有効であることを実証し、各産地に横展開することで、取組を広げていくことが必要である。

このため、本事業においては、GAPの団体認証取得を通じた産地リスクの低減効果に関する実証を目的とし、以下の取組を行うものとする。

なお、実証地区に関する事項の詳細は別添1-1のとおりとする。

(1) 検討会の開催

学識経験者、GAP専門家等の構成員からなる検討会を設け、産地リスク低減効果の実証方針等について、調査・検討を行う。

(2) 実証地区の選定・採択

実証地区の選定に係る公募の実施及び採択を行う。

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

事業実施主体が採択した産地リスク分析実証プログラムに基づき実証地区が行うGAP認証の取得やデータ収集等の取組（以下「実証地区が行う取組」という。）の進捗状況について把握し管理を行うとともに、必要に応じて実証地区に対し実証地区が行う取組の実施に必要な指導・助言を行う。

(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成

実証地区から提供のあったデータ（以下「実証データ」という。）を集約した上で、（1）で検討した実証方針に基づき産地リスクの低減効果を分析評価し、次に掲げる形式の資料に取りまとめ、事業実施主体が運営するウェブサイトにおいて公表する。

なお、公表に当たっては、実証地区の同意を得ている場合を除き、実証地区を特定できる個人情報の記述は除くものとする。

ア 事例集

実証地区ごとに、取組の過程やGAP認証の取得前後における産地リスクに係る評価指標の推移、産地リスク低減のために実施した取組内容等を事例として整理したもの

イ 報告書

集約した実証データを総括し、実証地区ごとの取組・効果に関する共通点や要点、GAPの団体認証取得の有効性等を取りまとめたもの

(5) 実証地区が行う取組に対する支援

実証地区に対し、実証地区が行う取組に要する経費の補助を行う。

3 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 2の(1)から(5)までの取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有していること。

カ 事業により得られた成果について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業実施主体が運営するウェブサイトを有していること。

(2) 本要綱別表1の9(1)アの事業実施主体の欄に掲げる協議会とは、2の取組を行う能力を有する者であつて、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

4 成果目標の設定

(1) 成果目標

ア 目標年度において、産地リスクの低減等を目的にGAP認証を継続する実証地区を80%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

イ 目標年度までに、2(4)の取組において公表した資料を掲載したウェブサイトへのアクセス件数を累計10,000件以上（複数のウェブサイトで資料を公表した場合や、当該資料を事業実施主体の了承の下に転載があつた場合は、これらのウェブサイトへのアクセス件数も合算した累計アクセス件数）とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は事業実施年度の3年後とする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

- (1) 産地リスク等に関する知見・理解度
 - ア 食品安全に関するリスクに係る知見を有しているか。
 - イ 労働安全に関するリスクに係る知見を有しているか。
 - ウ 環境保全に関するリスクに係る知見を有しているか。
 - エ 令和2年度以降における国のGAP推進方針について理解しているか。
 - オ GAP認証別の特徴を理解しているか。
- (2) 事業実施計画の完成度
 - ア 検討会の構成員メンバーの中に、本事業に関連した高い知見を有する学識経験者はいるか。
 - イ 実証地区の公募方法について、具体的に整理されているか。
 - ウ 実証地区の公募を周知する有効な手段を有しているか。
 - エ 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言について、実証地区の取組精度を上げるための工夫が盛り込まれているか。
 - オ 実証結果の集約・分析及び事例集等の作成について、取りまとめ方法や資料の体裁等に、閲覧効果を上げるための工夫が盛り込まれているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添1-6により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添1-8により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

なお、本要綱本体第7の1に基づく提出期限のほか、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までにその直前の年度末までに実施した内容に係る事業実施状況報告書を作成し、報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添1-10により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

2 データの引き継ぎ

(1) 事業実施主体は、実証データ等を次年度に引き継ぐため、次に掲げる資料を取り

まとめ、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知）第15に規定する実績報告の提出と合わせて生産局長に提出するものとする。

ア 採択した産地リスク分析実証プログラム

イ 実証データ

ウ 実証地区から提出のあった取組実績報告書

エ 実証地区ごとの進捗状況を整理したもの

オ その他、事業実施主体が次年度の引き継ぎに必要と判断した資料

(2) 生産局長は、前年度において(1)の資料の提出を受けていた場合は、事業実施主体の本要綱本体第6の2に基づく事業の着手後、速やかに事業実施主体に当該資料を提供し引き継ぐものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、補助金を交付した実証地区が次に掲げる事項に該当した場合、当該実証地区に交付した補助金を返還させるものとする。

(1) 事業実施主体がやむを得ないと判断した以外の理由で、産地リスク分析実証プログラムを取り下げた場合

(2) 産地リスク分析実証プログラムに記載した取組の一部又は全部を、実証地区が行わなかった場合（実証地区から相談があり、事業実施主体が認めた場合を除く。）

(3) 事業実施主体が実証地区に対し、複数回の指導・助言を行っても、実証地区の取組状況に改善が見られない場合

(4) その他補助金の交付が不適切と判断される場合

実証地区に関する事項の詳細

1 実証地区の選定・採択（別紙 9 の I の第 1 の 2（2）関係）

（1）実証地区の公募

実証地区を採択するための公募は、次に掲げる要件を全て満たした内容で行うものとする。

なお、要件の一部を満たせないやむを得ない事由があつて、生産局が認めた場合にはこの限りではない。

また、公募に基づく採択後に予算の残額がある場合は、必要に応じて、追加の採択を行うため、再度公募を行うものとする。

ア 2 週間以上の公募期間を設けること。

イ 公募を周知するチラシ又はリーフレットを作成し、全国に配布すること。

ウ 公募に際し、GAP 認証の運営主体、全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、都道府県その他事業実施主体が公募の周知に効果があると判断した団体・組織等に対し、働き掛けを行うこと。

エ 公募に係る具体的な計画を策定した段階で、生産局に報告し了承を得ること。

オ 応募者から次に掲げる書類を提出させること。

（ア）産地リスク分析実証プログラム（別添 1 - 2 による）

（イ）（2）ウからオまでの事項に同意したことを示す書面

（ウ）応募者の組織・構成・過去の GAP の取組状況が判る資料

（エ）その他、事業実施主体が必要と判断した資料

カ 公募で採択する予算は、実証地区の支援に係る予算額から、前年度の本事業における実証地区の新規採択者（採択した事業実施主体を問わない。以下「前年度採択者」という。）の産地リスク分析実証プログラム（前年度採択者からの取り下げ等により採択しないものを除く。）に記載された 2 年目の年度に係る事業費（うち補助金額に限る。）の総額を差し引いた額の範囲内とすること。

キ その他、生産局の指示に従うこと。

（2）応募者の要件

（1）の公募に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ア 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約のある団体に限る。）又は農産物の生産を行う事業者（以下「農業者等」という。）のいずれかに該当すること。

イ 公募の開始時点において、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

（ア）GAP 認証を取得しておらず、かつ、公募実施年度の年度末までに GAP 認証の審査を受けられる状態となることが見込まれること。

（イ）GAP 認証を取得済であつて次回の GAP 認証の審査受審時に構成経営体を増加する予定があること。

ウ 2(2)に掲げる実証地区の取組内容の全てについて、採択時の産地リスク分析実証プログラムに基づき、最後まで取り組むことに同意すること。

エ 経費の補助が本要綱に定める上限額の範囲内であることに同意すること。

オ アの要件から外れ、又はウ若しくはエの同意事項に反した場合には、実証地区の採択が無効になるとともに、それまでの取組に要した経費について補助を受けられなくなる事、及び当該実証地区の取組が2年目の年度の場合にあっては1年目の年度で補助を受けた経費（以下「1年目補助金」という。）の返還もあり得ることに同意すること。

(3) 採択方法

事業実施主体は、(1)の公募を行う際、応募者から提出のあった書類について審査（以下「書類審査」という。）を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で実証地区を採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

なお、事業実施主体は、必要に応じて、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、当該審査を行わせることができる。この場合、公募選考委員会の構成員には事業実施主体が含まれていなければならない。

また、応募のあった額の総額が予算の範囲を超過することとなった場合には、事業実施主体は書類審査に合格した者について、次に掲げる審査基準に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から順に（ポイントが同じ応募者にあっては、1経営体当たりの額（採択された場合における応募者の補助対象経費を構成経営体数で除した額）が低い者から順に）予算の範囲内で実証地区を選考し採択するものとする。

ア G A P 認証

取得するG A P 認証が次に掲げるいずれかの場合は1ポイントを加算。

(ア) GLOBALG. A. P.

(イ) ASIAGAP

イ 構成経営体数

G A P 認証を取得予定（現にG A P 認証を取得済の経営体を含む。）の構成経営体数を平方根した値（1未満の端数を切り上げ）をポイントとして加算。

ウ 構成経営体の中に含まれる者の属性

構成経営体の中に、次に掲げる属性に該当する者が含まれる場合には、該当する属性ごとに1ポイントを加算。

なお、同じ属性に複数の経営体が該当した場合も、加算は1ポイントを上限とする。

(ア) 農福連携に取り組む経営体

(イ) 現にGLOBALG. A. P.、ASIAGAP又はJGAPの個別認証を取得している経営体

(ウ) 令和2年度中の採択に限り、過去1年以内に公的機関等による都道府県G A Pの確認を受けていた経営体

エ 内部監査員又は内部検査員

G A P 認証を新規に取得する場合であって、団体認証事務局の主体となる組織内に、現に内部監査員又は内部検査員（取得予定のG A P 認証の規則等で定める要件に該当する者に限る。）の有資格者がいる場合は、1ポイントを加算。

オ その他取組内容による加算

応募者が取り組む産地リスク分析実証プログラムの内容について、事業実施主体又は公募選考委員会が特に高い効果が見込めると判断した場合、その度合いに応じて、1ポイントから5ポイントまでの間で加算。

(4) 前年度採択者に係る採択の実施

前年度採択者の採択については、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施主体は、事業の着手後速やかに前年度採択者に対し2年目の年度に係る産地リスク分析実証プログラムの提出を求めるものとする。

イ 前年度採択者は、アを受け、産地リスク分析実証プログラムを作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、産地リスク分析実証プログラムの作成にあたっては、第1から第3までは前年度に採択された内容をそのまま記載し、第4に2年目の年度に係る内容を記載するものとする。

ウ 事業実施主体は、前年度採択者から提出のあった産地リスク分析実証プログラムの内容を審査し、2年目の年度に係る内容が採択時の内容から逸脱していないと判断した場合には、継続の採択を行うものとする。

エ 事業実施主体は、前年度採択者から産地リスク分析実証プログラムの取り下げの申請があった場合又はイに基づく産地リスク分析実証プログラムの提出がなかった場合には、継続の採択を行わないものとする。

(5) 採択者の報告及び情報提供

ア 事業実施主体は、実証地区の採択結果を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

イ 生産局長は、取組の円滑な実施に資するため、アの報告内容について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）を通じて、当該実証地区の主たる事務所が所在する都道府県に情報提供するものとする。

(6) 特例

事業実施主体は、公募に基づく採択後に予算の残額がある場合において、公募の期間外に、全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会又は都道府県から実証地区候補の提案があり、当該候補が次に掲げる要件を全て満たしていると事業実施主体が判断した場合は、公募によらず実証地区を採択できるものとする。

ア 当該提案に合理性があること。

イ 当該候補が(2)に掲げる要件を全て満たしていること。

ウ 当該候補の事業費が、予算の残額の範囲内であること。

2 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言（別紙9のIの第1の2（3）関係）

(1) 実証地区の取組期間

実証地区の取組期間は、原則、1（3）による採択結果の通知日から当該通知日の属する年度の1月末までとする。ただし、取組実施1年目の年度における（2）イの取組については、当該年度の年度末まで取組を継続するものとする。

（2）実証地区の取組内容

実証地区は、（1）の取組期間において、採択された産地リスク分析実証プログラムに基づき、以下の取組を行うものとする。

ア GAP認証の取得に係る取組

実証地区内でGAPに取り組み、認証審査を受審し、GAP認証を取得するものとする。

イ 分析実証に係るデータの記録

次に掲げる事項について、産地リスク分析実証プログラムに記載した間隔で定期的に記録し、推移を整理するものとする。

（ア）アの取組の過程（特に、実証地区内の合意形成までの過程、認証取得までに団体事務局及び農業者がそれぞれ取り組んだ内容、認証審査の受審の状況及び受審後の対応を具体的に整理すること。）

（イ）産地リスク分析実証プログラムに記載した評価指標及び管理点

（ウ）その他事業実施主体が記録を求める事項

ウ データ等の提供

（1）の取組期間の終期及び事業実施主体の求めに応じて、次に掲げる資料等を事業実施主体に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、実証地区に対し、（ア）の資料については（1）の取組期間の終期の時点を含め2回以上提出を求めるものとする。

（ア）イで記録した資料

（イ）実証地区における団体事務局、農場、出荷調製施設等に係る運営の仕組みやルール等を取りまとめたマニュアル

（ウ）GAPの取組にあたり評価したリスクの内容・危険度・重要度・対処方法等を整理した資料（構成員全員分）

（エ）農場内に掲示した標識等（GAPの取組に関するものに限る。写真可。）

（オ）GAP認証の認証書

（カ）その他事業実施主体が求める資料（GAPの取組、GAP認証の審査受審又は取組実績報告書に関するものに限る。）

エ 経費の管理

採択後における取組に要した経費について、当該取組に直接必要となった根拠を明確にするとともに、他の事業等と区別し、適切かつ明確に区分でき、かつ証拠書類等によって金額を証明できる状態で管理を行うものとする。

（3）実証地区の進捗状況管理

事業実施主体は、四半期に1回、実証地区の産地リスク分析実証プログラムに基づく取組の進捗状況について、電話・メール・現地調査等の適宜の方法により把握を行うものとする。

なお、進捗状況の把握は、当該四半期中に実証地区から提供を受けた（２）ウに掲げる資料等の確認をもって代えることができるものとする。

（４）実証地区への指導・助言

ア 事業実施主体は、（３）による進捗状況管理の結果その他必要と判断した場合において、実証地区に対し、指導・助言を行うものとする。

なお、当該指導・助言に当たっては、必要に応じてGAP専門家等を実証地区に派遣することができるものとする。

イ 実証地区は、アの指導・助言を受けた場合には、指導・助言に基づく取組内容の改善を図るものとする。

ウ 事業実施主体は、アによる指導・助言を行ってもなお実証地区の取組状況が改善されない場合は、当該実証地区に対し再度の指導・助言を行うものとし、これによっても取組状況が改善されない場合は、実証地区の採択を取り消すことができるものとする。この場合、採択を取り消した実証地区に対し補助金の交付を行わないものとする。

（５）経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業実施主体は、農業共済組合等と連携し、実証地区に所属する農業者に対し、経営の安定を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

３ 実証地区が行う取組に対する支援の内容及び上限額（別紙９のⅠの第１の２（５）関係）

（１）事業実施主体は、実証地区に対し、２（１）の取組期間の終期までを期限に、取組実績報告書（別添１－３）の提出を求めるものとする。

（２）事業実施主体は、実証地区から（１）の提出があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、別添１－４に掲げる支援対象及び支援額の上限の範囲内で、当該実証地区に補助金を交付するものとする。

別添 1 - 4

実証地区が行う取組への支援に対する留意事項

別添 1 - 1 の 2 (2) について、実証地区が行う取組への支援に対する留意事項 (同 3 (2) に基づく補助金の交付に係る支援対象、支援額の上限等) は次のとおりとする。

1 認証審査費用

(1) 支援対象

支援対象は、農産物の G A P 認証の取得に必要な認証審査に要する費用とする。

なお、認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用 (登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等) を含むものとする。

また、各年度において、年度末までに認証審査の受審及び認証審査に要する費用の支払いが完了したのものについて、それぞれ支援の対象とする。

(2) 支援額の上限

ア 1年目の年度

上限は設けないものとする。

なお、別添 1 - 1 の 1 (2) イに該当する構成経営体数が増加予定の実証地区 (以下「経営体数増加地区」という。) の場合は、新たに増加する構成経営体数 (「現に取得済の G A P 認証 (支援対象とするものに限る。) に係る構成経営体数 (以下「現状構成経営体数」という。)」と「増加後の構成経営体数」との差を言う。以下同じ。) 相当分に限り上限を設けないものとする。この場合、現状構成経営体数相当分については、イの上限を適用するものとし、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根 + 2」とあるのは、「現状構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

イ 2年目の年度

(ア) 上限は、審査員の現地審査に要する旅費を除き、G A P 認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

G A P 認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	200 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	60 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	40 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(イ) 認証審査に係る審査員の旅費については、実費の 1 / 2 を上限とする。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあつては、旅費に係る支援は対象外とする。

ウ 特例

産地リスク分析実証プログラムにおいて 1 年目の年度に予定していた認証審査の受審が、審査機関の都合等、実証地区の責めに帰すことができない事情により 2 年目の年度に繰り延べになった場合にあつては、2 年目の年度の最初の認証審査の受審に限り 1 年目の年度の上限を適用できるものとする。この場合、実証地区は 1 年目の年度の取組実

績報告書において、当該時点における認証審査の受審時期及び認証審査に要する費用を明らかにするものとする。

(3) 費用等に関する留意事項

実証地区は、あらかじめGAP認証の審査を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、現地審査に要する見込み日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させるものとする。

2 認証取得に係る環境整備及び研修指導の受講

(1) 支援対象

支援対象は、次に掲げる取組に要する費用とする。

なお、支援は1年目の年度に限るものとする。

ア 残留農薬の分析

イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びICTシステム利用料に限る。

ウ 設備の改修資材の導入（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。取得単価が10万円未満のものに限る。）

エ GAP認証の取得に必要な研修指導の受講。ただし、研修指導の受講者の移動に要する旅費は対象外とする。

(2) 支援額の上限

ア 上限は、指導者による現地指導に要する旅費を除き、GAP認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根」とあるのは、「新たに増加する構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

GAP認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	47.5 千円 × (団体の構成員数の平方根)
ASIAGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)
JGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)

(注1) 上限額は税抜額とする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 研修指導の受講のうち指導者による現地指導に要する旅費（「以下「現地指導旅費」という。」については、研修指導（団体の構成員数の平方根）日分に要する旅費に限り、実費の1/4を上限とする。この場合の旅費とは、往復分の交通運賃及び宿泊を伴う場合には（団体の構成員数の平方根）泊分を上限とした実際に宿泊した泊数分の宿泊料とする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「研修指導（団体の構成員数の平方根）」とあるのは「研修指導（新たに増加する構成経営体数の平方根）」と、「（団体の構成員数の平方根）泊分」とあるのは「（新たに増加する構成経営体数の平方根）泊分」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、現地指導費用に旅費が内包されている場合等の現地指導旅費の額が明らかとな

らない場合にあつては、現地指導旅費に係る支援は対象外とする。

(3) 費用等に関する留意事項

ア 実証地区は、あらかじめ研修指導を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、研修指導に要する見込み日数及び現地指導旅費（概算）を記載させるものとする。

イ 研修指導の受講のうち現地指導を行う指導者は、通算で5経営体以上に対しGAP認証の取得支援を行った実績を有する者に限るものとする。見積書の提出に当たっては、当該実績に係る情報を添付するものとする。

3 分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供

(1) 支援対象

支援対象は、分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供に必要な、消耗品（筆記用具、紙、USBメモリ等の少額な記録媒体に限る。）の購入に要する費用とする。

なお、消耗品の購入は取組に必要な最低限度の量に限るものとする。

(2) 支援額の上限

上限は各年度につき10千円（税抜き）とする。

Ⅱ 改訂GAPガイドライン普及促進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、都道府県GAP指導体制に位置付けた者（以下「GAP指導員等」という。）を対象に、国際水準に改訂した農業生産工程管理（GAP）の共通基盤ガイドライン（以下「改訂GAPガイドライン」という。）の内容を修得させ、国際水準GAPの指導を推進することを目的とし、以下の取組を行うものとする。

（1）検討会の開催

国際水準GAPの取組に関する専門家、有識者、普及指導員等の構成員から構成される検討会を設け、GAP指導員等による改訂GAPガイドラインを活用した国際水準GAPの推進に効果的な研修内容、研修方法、研修資料等について検討を行う。

なお、研修方法の検討に当たっては、都道府県から研修内容等のニーズを把握するものとする。

（2）研修会の開催

ア GAP指導員等を対象とする研修会を全国8ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄）で各1回以上開催するものとする。

イ 開催1回当たりの規模は、30名程度の参加を想定するものとする。

ウ （1）の検討結果において、上記8ブロックでの開催よりも効率的な開催方法が明らかである場合は、ブロックを分割又は統合して実施等することも可能とする。

エ 研修を受講したGAP指導員等に対して、研修受講証明書を発行するものとする。

（3）効果検証の実施

（2）の研修会の参加者に対して、都道府県と連携し、研修内容、研修方法、研修資料の適切性、改善点等について調査し、研修受講による効果を検証する。

2 補助要件

（1）事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の（1）から（3）までの取組を全て実施すること。

イ GAP指導者の育成を目的とした研修の開催実績があること。

ウ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

エ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

カ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

キ 事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

ク 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

(2) 本要綱別表1の9(1)イに掲げる協議会とは、1の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

研修に参加し、GAP指導に従事した者の割合を全研修参加者の80%以上とする具体的な数値目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 検討会に関する体制

ア 構成員にGAP認証に関する知見を有する者はいるか。

イ 構成員にGAPガイドラインに関する知見を有する者はいるか。

ウ 都道府県からのニーズの把握方法は合理的か。

エ 研修内容等を検討する時間が十分に確保されているか。

オ 構成員に食品安全、環境保全、労働安全及び人権保護分野に関する知見を有する者はいるか。

(2) 研修会開催に関する体制

ア 過去にGAPに関連する取組を行ったことがあるか。

イ 効率的な開催のための工夫がされているか。

ウ 開催費を抑えるための工夫がされているか。

エ 研修会の構成は合理的か。

オ 効果的な効果検証を行う手段に関する知見を有しているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添2-1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添2-3により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添2-5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

(1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添2-7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

Ⅲ 日本発GAPの国際化推進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、我が国農業競争力の強化及び輸出促進の観点から、GFSIに承認された我が国発のGAPの認証プログラムであるASIAGAPについて、アジアで主流の仕組みとなるよう、戦略的に推進することが必要である。

このため、ASIAGAPの利用拡大と輸出促進を目的とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

学識経験者、輸出専門家、東南アジア専門家、輸出業者等の構成員からなる検討会を設け、ASIAGAPのアジアにおける利用拡大に向けた推進方策等につき調査・検討を行う。

(2) 海外実需専門家の招聘

アセアン諸国（タイ及びシンガポールを除く。）のうち2か国以上から、輸入業者やバイヤー等の海外実需専門家を日本に招聘するとともに、ASIAGAPへの理解を深めるため、海外実需専門家に対してASIAGAP認証制度等の研修やASIAGAP認証取得農場の現地視察等を行う。

(3) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催

ASIAGAP専門家やASIAGAP認証取得農業者を日本から(2)で海外実需専門家を招聘した国（以下「派遣国」という。）に派遣し、(2)で招聘した海外実需専門家の協力の下、派遣国のバイヤーを主な対象とした説明会の開催等を通じたASIAGAPに関する普及活動の実施及びASIAGAP認証農産物の輸出のための商談会等の開催を行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の(1)から(3)までの取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

カ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を

制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

- (2) 本要綱別表 1 の 9 (1) ウに掲げる協議会とは、1 の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

1 (3) の取組において、商談を行った全バイヤーに占める「今後の商取引において、ASIAGAP を活用したい」との意向を示したバイヤーの割合を 30%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) G A P 及び ASIAGAP の理解度

ア G A P に関係する国際的な動向について理解しているか。

イ 国の G A P 関連施策について理解しているか。

ウ ASIAGAP をめぐる状況について理解しているか。

エ ASIAGAP の認証制度について理解しているか。

オ ASIAGAP の認証取得状況について理解しているか。

(2) ASIAGAP のアジアにおける利用拡大の方向性、手法等の理解度

ア 国の施策方向を踏まえた ASIAGAP の戦略的活用の推進について、具体的に整理されているか。

イ ASIAGAP のアジアにおける利用拡大について、具体的に整理されているか。

ウ 海外実需専門家の招聘や研修の手法について、具体的に整理されているか。

エ ASIAGAP 認証農産物の輸出促進について、具体的に整理されているか。

オ 商談会の手法について、具体的に整理されているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 3 - 1 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 3 - 3 により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1（1）に基づき、別添3－5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

（1）事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添3－7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

（2）生産局長は、（1）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

（3）収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

IV 畜産GAP拡大推進加速化

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、日本版畜産GAPの認証取得経営体数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等に向けて、日本版畜産GAPの認証取得、推進等の取組を支援するため、別添4-1に従って、以下の取組を行うものとする。

なお、事業実施主体は、以下の取組のうちの一部のみを実施することもできるものとする。

また、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部をほかの民間団体に委託することができるものとする。

(1) 畜産GAP認証審査支援

日本版畜産GAPの認証審査を推進するため、審査を行う者の育成に必要な日本版畜産GAPに関する専門知識に関する研修会やGAPに取り組む生産者等の生産現場での研修会の開催及び認証機関による認証取得の推進に必要な取組を行う。

(2) 畜産GAP認証拡大支援

日本版畜産GAPの認証の高度化により取得を拡大するため、他の認証スキームとの差分審査の検討、日本版畜産GAPの国際規格化に向けた情報収集等の取組を行う。

(3) 持続可能性配慮型飼養管理推進

持続可能性に配慮した飼養管理への取組を推進するため、国際機関や諸外国等におけるアニマルウェルフェアに関する検討・実施の状況の調査、国内における飼養管理や流通等の実態の調査、畜種ごとのアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針の検討及び検討の結果を踏まえた事業成果報告書の作成等を行う。また、我が国におけるアニマルウェルフェアの考え方を普及・啓発するため、研修会等の開催、パンフレットの作成・配布及び飼養管理の指導等を行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

イ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 本要綱別表1の9（2）に掲げる協議会とは、第1の1の取組の全部又は一部を行う能力を有する者であつて、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議

会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。

(3) 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

全国でのべ1150経営体(団体認証の場合は、当該団体を構成する経営体数を計上するものとする。)以上の認証取得を実現するため、実施する取組に応じ、畜産GAP又はアニマルウェルフェアに関する理解向上や、畜産GAP認証取得経営体数の増加など、具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

(2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 日本版畜産GAPに関する理解

ア GAPに関係する国際的な動向について理解しているか。

イ 国のGAP関連施策について理解しているか。

ウ 日本版畜産GAPをめぐる状況について理解しているか。

エ JGAP家畜・畜産物の認証制度について理解しているか。

オ JGAP家畜・畜産物の認証取得状況について理解しているか。

(2) 日本版畜産GAPの普及推進に向けた理解

ア 日本版畜産GAPを普及推進する必要性について理解しているか。

イ 過去に日本版畜産GAPに関連する取組を行ったことがあるか。

ウ 日本版畜産GAPの普及推進に向けて、課題が具体的に整理されているか。

エ 日本版畜産GAPの普及推進に向けた具体的な成果目標が設定されているか。

オ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添4-2により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添4-4により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添4-5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

- (2) 本要綱本体第8の1(2)に基づく評価所見は、同項の規定に関わらず、別添4-7に記入するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添4-8により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- (3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

別添 4 - 1

GAP 拡大推進加速化（畜産 GAP 拡大推進加速化）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

(1) 本事業の補助対象経費は、本要綱別表 1 の 9 (2) の補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

(2) 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

(3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 日本版畜産 GAP 審査体制の充実のための研修会（別紙 9 の IV の第 1 の 1 (1)）

(1) 支援対象者の要件

本事業の完了後 1 年以内に、日本版畜産 GAP 認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、日本版畜産 GAP 認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。

V 国際水準GAP普及推進交付金

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) GAP

GAPとは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理に係る生産工程管理の取組（令和2年度中において、農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改訂版（以下「改訂GAPガイドライン」という。）の施行後は、改訂GAPガイドラインに定める取組）のことをいう。

(2) 国際水準GAPの実施

国際水準GAPの実施とは、農業者が、取引先からの要請、自らの経営判断等に応じてGLOBALG. A. P. やASIAGAP等のGAP認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、GAPについて、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

(3) GAP指導員

GAP指導員とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修（改訂GAPガイドラインの内容の習熟を目的とした研修を含む。）を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する者をいう。

(4) GAP指導体制

GAP指導体制とは、農業者のGAPに対する理解を促し、GAPの実施又は認証取得の促進を目的として、GAP指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

(5) GAP認証

本交付金において取得・維持・更新（以下「取得等」という。）の支援対象とするGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPのうち、農産（花き等の非食用の作物を含む。）に限り、畜産は含まないものとする。

2 取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア GAP指導活動の推進

イ GAP認証の取得等支援

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添5-1のとおりとする。

なお、別添5-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添5-2に従って実施するものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

(3) G A P理解度測定の実施

本交付金事業を実施する事業実施主体は、事業実施年度中において、別添5-2の1(2)イに掲げるG A P理解度測定を実施しなければならない。

なお、実施できないやむを得ない事情があつて、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）がこれを承認した場合には、実施しないことができるものとする。

3 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添5-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(2)に基づき別添5-4により事業実施計画を作成し、地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

(1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

(2) 本要綱本体第6の1(2)ウ(エ)に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。

(3) 地方農政局長は、本要綱本体第6の1(2)ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるることができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、本交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、

(4)については地方農政局が別途指定する日までに、書面又は電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

(1) 7月末時点

- (2) 12 月末時点
- (3) 3 月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第 8 の 2 に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添 5－6 により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1) の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第 8 の 1 (3) に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3) により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添 5－7 により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

また、本ただし書きの規定は、本要綱本体附則 5 の規定にかかわらず、平成 30 年度に実施された農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生産第 2347 号農林水産事務次官依命通知。以下「30 年度交付金実施要綱」という。）に基づく事業の評価に適用することができるものとする。この場合の妥当の判断は、30 年度交付金実施要綱第 8 の 2 に規定する事後評価の実施において行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) (5) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) 及び (2) に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度 6 月末日までに報告することとする。

- (7) 地方農政局は、(5) により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を事業実施主体に交付するものとする。
- (2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、本要綱本体第6の1(2)により各事業実施主体から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添5-8により算定する。
- (3) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) 国は、(1)による交付金の交付後において予算に残額(以下「予算残額」という。)がある場合、または事業実施主体から交付金の減額又は返還(以下「減額等」という。)を受けた場合、当該予算残額又は減額等を受けた額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添5-1 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 GAP指導活動の推進	GAP指導農業者数	GAP指導活動の推進 GAP指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。	<p><根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定めるGAPの指導体制に位置付けられる者（以下「GAP指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア GAP指導農業者とは、GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の国際水準GAPの実施に関する指導を受け、GAPの取組を始めた、又は取組を改善した者をいう。なお、達成数のカウントに当たり、当該GAP指導を受けた農業者のGAP認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこととする。</p>	事業費の定額 (10/10以内) とする
2 GAP認証の取得等支援	GAP認証の取得等経営体数	人材育成のための農業教育機関の認証取得等の支援 農業教育機関が、人材育成を目的にGAP認証を取得等するに当たって必要な、認証審査に要する費用を助成する。	<p><根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、GAP認証の取得等が見込まれる農業教育機関について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 取得等経営体数は、農業教育機関数を実数でカウントするものとし、事業実施年度中にGAP認証の審査を受審した者に限るものとする。</p>	事業費の定額 (10/10以内) とする

別添5－2

GAP拡大推進加速化（国際水準GAP普及推進交付金）の実施に 当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、本ガイドラインによるものとする。

1 GAP指導活動の推進に係る取組

(1) 事業の目的

事業実施主体において、GAP指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者による国際水準GAPの実施の定着を図るものとする。

(2) 事業の内容

ア GAP指導員等によるGAP指導活動の取組に対する支援

事業実施主体が構築したGAP指導体制の下に、GAP指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する。

イ GAP理解度測定の実施

より効率的な指導方法を確立するため、事業実施主体の主導の下、GAP指導前後における農業者のGAPに関する理解度の測定を、6経営体以上を対象（以下「理解度測定対象農業者」という。）に、次に掲げる手順により行うものとし、詳細は別添5－3に定めるとおりとする。

(ア) 指導方法コースの選択

(イ) 指導計画の策定

(ウ) 指導開始前の段階におけるGAP理解度測定の実施

(エ) 理解度測定対象農業者への指導の実施

(オ) 指導終了後の段階におけるGAP理解度測定の実施

(カ) GAP理解度測定結果の比較による理解度の確認

(3) 事業の対象者の要件

本事業による活動費用等の支援対象者は、次に掲げる者のうち事業実施主体のGAP指導体制計画に位置付けられる者（GAP指導員等）及び指導活動のため一時的に招聘・派遣する外部専門家とする。

なお、(ウ)に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

(ア) 普及指導員等の都道府県職員

(イ) 営農指導員等の農業協同組合職員

(ウ) 農業教育機関の教員

(エ) 市町村職員

(オ) 農業者の中で指導的立場の者

(カ) その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

(4) 留意事項

事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
<p>1 G A P 指導員等による指導活動</p> <p>2 G A P 指導体制検討会の開催</p> <p>3 G A P 指導情報端末の導入</p> <p>4 改訂 G A P ガイドライン研修等の受講</p> <p>5 その他農業者の G A P の実施に関する指導に高い効果が期待される取組</p>	<p>1 謝金 研修会等の講師謝金等</p> <p>2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導、改訂 G A P ガイドライン研修等の受講に係る旅費等</p> <p>3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席、農業者指導、外部専門家派遣、改訂 G A P ガイドライン研修等の受講に係る旅費等</p> <p>4 研修受講費 団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等</p> <p>5 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等</p> <p>6 通信・運搬費 指導に必要な I C T 端末の通信料（本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。）や、研修会等資料の発送費等</p> <p>7 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等</p> <p>8 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等</p> <p>9 借上費 指導に必要な I C T 端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等（端末の購入費用を除く。）</p> <p>10 資料購入費 指導参考図書の購入等</p> <p>11 情報発信費 研修会等の P R 資材、広告等</p>	<p>・指導活動とは、農業者に対する国際水準 G A P の実施に関する指導（ G A P 認証取得の有無は問わない。）をいう。</p> <p>・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。</p> <p>・改訂 G A P ガイドライン研修とは、改訂 G A P ガイドラインに係る内容の習熟・補完を目的に受講する研修をいう。</p>

	<p>12 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代（調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。）</p> <p>13 備品費 GAPの指導活動に直接必要な備品等（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）</p>	
--	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項5については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 人材育成のための農業教育機関における認証取得等の支援に係る取組

(1) 事業の目的

次世代の農林水産業を担う農業教育機関の生徒が、GAP認証の取得等を通じ、第三者である審査機関による審査を受けつつGAPを学び自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものであり、こうした人材が就農することで、国際水準GAPを実施する産地の拡大につながることから、事業実施主体において、農業教育機関を対象に、GAP認証の取得等の支援（事業実施主体が（2）に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援する。

なお、農業教育機関は、地域への波及の観点から当該審査の受審を公開するとともに、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとする。

(3) 農業教育機関の定義

本事業における農業教育機関とは、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関を言う。

(4) GAP認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満でかつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、地方農政局長がこれを承認していること。

(5) 留意事項

農業教育機関の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象とするGAP認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものにとり選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度にお

ける認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下「農業教育機関費用相当分」という。）に限って支援対象とすることができるものとする。

イ 農業教育機関は、取組の実施に当たって、あらかじめ見積書を取得するものとする。

ウ 支援内容は、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
認証審査	<p>（事業実施主体の取組）</p> <p>農業教育機関の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金 審査会の委員謝金等 ・ 調査等旅費 都道府県職員の事業周知に係る旅費等 ・ 委員旅費 審査会委員の旅費等 ・ 印刷製本費 審査会の資料作成等 ・ 通信・運搬費 審査会資料の発送費等 ・ 会場借料 審査会の会場借料等 ・ 消耗品費 支援事務に使用する消耗品等 ・ 情報発信費 認証取得支援のPR資材、広告等 <p>（農業教育機関の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用（エに掲げる留意事項による。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証審査にあつては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、農業教育機関の取組については、認証審査に要する費用のみを対象とする。

エ 認証審査に要する費用の支援に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

（ア）認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含むものとする。

（イ）審査を受審できる環境を整備するための費用、審査で是正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付

随しない費用は、支援対象とはしない。

(ウ) 支援は、(エ)に掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等の書面（以下「請求書等」という。）により金額が明確であるものに限り対象とし、当該書面を保管しておくこと。

ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合において、後日、請求書等入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することができる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等入手次第、支援額の突合を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納させるものとする。

(エ) アのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる書面とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に(イ)に掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、アのまた書きによる支援はできないものとする。

a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合

b 団体認証費用総額に(イ)に掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合

c 団体認証費用総額に(イ)に掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合

d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合

カ 本交付金による支援と重複しない範囲で、農業教育機関のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

別添5-3 GAP理解度測定の実施

別添5-2の1(2)に掲げるGAP理解度測定の手順の詳細は、以下のとおりとする。

1 指導方法コースの選定

指導方法コースは、次に掲げる内容の左欄に記載された指導方法について、①のほか、右欄に記載された組合せの中から1つ以上を選定するものとする。

指導方法	指導方法の組合せ (指導方法コース)
① GAP指導員等による複数回の現地指導 GAP指導員等が理解度測定対象農業者の圃場等を複数回訪問し、現地指導を行う。	a ② b ③ c ①+② d ①+④
② GAP指導員等による研修会 GAP指導員等が講師を務める、理解度測定対象農業者を含む農業者等を対象にしたGAPに関する研修会（GAPの取組方法に具体的に言及している等、GAPに特化したものに限る。）を行う。	
③ 外部専門家による複数回の現地指導 外部専門家が理解度測定対象農業者の圃場等を複数回訪問し、現地指導を行う。	
④ 外部専門家による研修会 外部専門家が講師を務める、理解度測定対象農業者を含む農業者等を対象にしたGAPに関する研修会（GAPの取組方法に具体的に言及している等、GAPに特化したものに限る。）を行う。	

2 指導計画の策定

1で選定した指導方法コース（以下「選定コース」という。）を踏まえ、理解度測定対象農業者別の指導計画を策定する。

なお、指導計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各理解度測定対象農業者に対し適用する選定コースは1種類とすること。
- (2) 選定コースは、それぞれ3経営体以上を対象とすること。
- (3) 事業実施年度中に完了する計画とすること。

3 指導開始前の段階におけるGAP理解度測定の実施

理解度測定対象農業者を対象に、2で作成した指導計画に基づく指導を開始する前にGAP理解度測定のためのアンケート調査を実施する。

なお、調査の実施後は速やかに調査票を回収するとともに、解答の配付や解説などは一切行わないものとする。

4 理解度測定対象農業者への指導の実施

理解度測定対象農業者を対象に、指導計画に基づく指導を実施する。

なお、やむを得ない事情により、事業実施年度内に指導計画を完了できないことが明らかになった場合においては、事業実施年度内の最後に指導を実施した時点をもって、

指導計画に基づく指導は終了したとみなし、測定の対象外とする。

5 指導終了後の段階におけるGAP理解度測定の実施

理解度測定対象農業者を対象に、2で策定した指導計画に基づく指導の終了後に、改めてGAP理解度測定のためのアンケート調査を実施する。この時、アンケート調査の内容は、3で実施したアンケート調査と同じものとする。

6 GAP理解度測定結果の比較による理解度の確認

3で実施したアンケート調査結果と、5で実施したアンケート調査結果を比較し、理解度測定対象農業者ごとの理解度を確認する。

なお、確認結果については、事業実施年度中に実施した分を取りまとめの上、3及び5で実施したアンケート調査の結果を添えて、最も報告時期の近い本要綱別紙9のVの第3の1に掲げる事業実施状況の報告において合わせて報告するものとする。

別添5-8 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = \text{①} + \left((A - \Sigma \text{①}) \times \text{②} \right)$$

(1) 認証の取得等支援に係る配分

認証の取得等支援に係る配分は、GAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{①} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査費用+審査員旅費) × GAP認証の取得等経営体数

ア GLOBALG. A. P. の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ア} = (417 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BG}$$

イ ASIAGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{イ} = (141 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BA}$$

ウ JGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ウ} = (86 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BJ}$$

(2) 指導活動に係る配分

指導活動に係る配分は、GAP指導農業者の指標値に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{②} = (C + D + E) / \Sigma (C + D + E)$$

A : 当該年度の予算の総額

$\Sigma \text{①}$: ①の総和

BG : 各事業実施主体におけるGLOBALG. A. P. に係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

BA : 各事業実施主体におけるASIAGAPに係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

BJ : 各事業実施主体におけるJGAPに係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

C : 各事業実施主体におけるGAP指導農業者数 (目標値)

D : CのうちGFPのコミュニティサイトに登録した農業者数

E : Cのうち農福連携に取り組む農業者数

$\Sigma (C + D + E)$: (C + D + E) の総和

2 1による交付額が、別途事業実施主体から報告のあった配分要望額 (以下「配分要望額」という。) を超えた事業実施主体にあつては、配分要望額をもって交付額とする。

3 配分要望額と1による交付額との差額（以下「調整差額」という。）については、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の交付額に、次により求める交付加算額を加算することにより調整する。

$$\text{交付加算額} = \text{調整差額} \times \text{②}^*$$

※ ②については、1（2）の規定により算出するものとし、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体のC、D及びEは、 Σ （C+D+E）から除外する。

4 3による加算後の交付額（以下「加算後交付額」という。）が、配分要望額を超えた事業実施主体にあっては、配分要望額をもって交付額とし、加算後交付額と配分要望額との差額については、3により調整する。この場合、同項中「1による交付額」とあるのは「加算後交付額」と読み替えるものとする。本項の規定は、本交付金の交付を受ける全ての事業実施主体の交付額の総和がAと合致するまで繰り返し適用する。

VI 畜産GAP拡大推進加速化交付金

第1 事業の内容

1 取組内容

- (1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。
 - ア 日本版畜産GAP指導活動の推進
 - イ 日本版畜産GAP認証の取得拡大
- (2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添6-1のとおりとし、事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添6-2に従って実施するものとする。

なお、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部をほかの民間団体に委託することができるものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

2 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添6-1の目標値の欄に掲げる目標とし、全国でのべ1150経営体（団体認証の場合は、当該団体を構成する経営体数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、事業実施年度の翌年度までに達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(2)に基づき別添6-3により事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

- (1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。
- (2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

(2) 本要綱本体第6の1(2)ウ(エ)に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。

(3) 地方農政局長は、本要綱本体第6の1(2)ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については地方農政局が別途指定する日までの間に、書面又は電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

(1) 7月末時点

(2) 12月末時点

(3) 3月末時点

(4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第8の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添6-5により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。

(2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。

(3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第8の1(3)に定める評価検討委員会(以下「評価検討委員会」という。)に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添6-6により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体に交付金を交付するものとする。

(2) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(3) 国は、事業実施主体から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添6-1 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
<p>1 日本版畜産GAP指導活動の推進</p>	<p>畜産GAP指導農業者数</p>	<p>日本版畜産GAP指導推進支援 畜産GAPの指導体制を整備し、日本版畜産GAPの認証取得を推進するため、次に掲げる事業を都道府県の区域又は市町村の区域で実施するものとする。</p> <p>ア 日本版畜産GAP指導員の育成 日本版畜産GAPの推進に必要な指導員を育成するために行う研修会を開催する。</p> <p>イ 生産現場における研修会の開催 日本版畜産GAPの認証取得の拡大を図るために行う、GAP認証に関する専門家、GAPに取り組んだ実績を有する生産者等を講師とした生産現場での研修会を開催する。</p> <p>ウ 日本版畜産GAPの普及推進 日本版畜産GAPの認証を普及するために行う、畜産GAPの取組に関する普及、畜産GAPに取り組もうとする生産者への指導や、ICTを活用して畜産GAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受</p>	<p><根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定める畜産GAPの指導体制に位置付けられる者(以下「畜産GAP指導員等」という。)のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア 畜産GAP指導農業者とは、畜産GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の畜産GAPの実施に関する指導を受け、畜産GAPの取組を始めた(あるいは取組を改善した)者をいう。なお、達成数のカウントにあたり、当該畜産GAP指導を受けた農業者の畜産GAP認証取得の有無は問わない。</p> <p>イ アの指導に当たっては、畜産GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。</p>	<p>事業費の定額(ただし、エにあつては、別添6-2に定める上限の範囲内)とする</p>

<p>2 日本版畜産GAP等認証の取得拡大</p>	<p>畜産GAP認証の取得等経営体数</p>	<p>信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入を支援する。</p> <p>エ 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修</p> <p>日本版畜産GAPの認証取得を拡大するために行う、生産者等が日本版畜産GAPの認証取得を目指し、コンサルタントの指導を受ける取組を支援する。</p> <p>日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援</p> <p>日本版畜産GAP等の認証の取得を推進するため、生産者等の支援対象者が認証等の取得に要する経費を支援する。</p>	<p><根拠となるデータ等></p> <p>事業実施年度中に、本事業を活用し、新規にGAP認証を取得することが見込まれる農業経営体（GAP認証を維持・更新する農業の専門学科を有する教育機関を含む。）について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項></p> <p>ア 取得等経営体数には、事業実施年度中にGAP認証の審査を受審し、又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得することが見込まれる者を含めることができるものとする。</p> <p>イ 団体認証を取得することが見込まれる者にあつては、団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。</p>	<p>事業費の定額（ただし、別添6-2に定める上限の範囲内）とする</p>
---------------------------	------------------------	--	---	---------------------------------------

別添6-2

GAP拡大推進加速化事業（畜産GAP拡大推進加速化交付金）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

(1) 本事業の補助対象経費は、本要綱別表2の3の(2)補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

(2) 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

(3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 日本版畜産GAP指導員の育成

(1) 支援対象者の要件

別添6-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP指導推進支援」のAの対象者は、以下のA及びイの要件を全て満たす者とする。

ア 広く地域の農業者に対し、日本版畜産GAPの実施に関する指導を行う意欲があること。

イ 事業実施年度から少なくとも3年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないこと。

なお、既に日本版畜産GAP指導員であってこれまで現地指導を3件以上実施するなど事業実施主体が引き続きAの要件を満たす者としてその資格を更新する場合には、これら更新に係る研修も支援の対象とすることができるものとする。

3 日本版畜産GAPの普及推進

(1) 支援対象の取組

別添6-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP指導推進支援」のうち、ICTシステムの導入については、ICTシステム導入のための初期設定料及びICTシステム利用料に限り、ICTシステム機器の購入・リース料を除く（ただし、日本版畜産GAP指導員がその指導において直接必要な場合に限り、ICTシステム機器のリース費用を含む。）。

4 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修

(1) 支援対象者の要件

別添6-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP指導推進支援」のEの対象者は、以下のA及びIの要件を全て満たす者とする。

A 5の(1)のAからUまでに定める要件を全て満たすこと。

I 助成を受けるに当たり、コンサルタントとの契約書類、コンサルタントから指導を受けた書類を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内にコンサルタントによる指導を受けることが困難な場合にあっては、コンサルタントから指導を受けた書類の提出を要さないものとする。

(2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。

A 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	70 千円
2 JGAP 家畜・畜産物（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、助成回数は生産者ごとに1回限りとする。

I 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 （農場 HACCP との差分審査）	70 千円 × （団体の構成員数の平方根 + 2）
2 JGAP 家畜・畜産物 （差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。なお、助成回数は1団体ごとに1回限りとする。

5 日本版畜産GAP等認証の取得

(1) 支援対象者の要件

別添6-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援」の対象者は、以下のアからウまでの全てを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

(ア) 畜産を営む者

(イ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(ウ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(エ) 農業協同組合

(オ) (ア) から (エ) まで以外の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(カ) 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

(キ) 農業の専門学科を有する教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

(ク) 日本版畜産GAP等の認証を普及させるための生産者研修を実施する都道府県の農業試験研究機関

(ケ) その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

(ア) 日本版畜産GAP等の我が国で取得可能なGAP認証を、更新や継続でなく新規（GAP認証を既に取得している農業者等が、他のGAP認証を追加で取得する場合を含む。農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）で取得すること。

(イ) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約すること（農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ 助成を受けるに当たり、日本版畜産GAP等の認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあっては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができるものとする。

(2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

ア 支援対象者が個別に認証を取得する場合

認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類		助成額の上限
1	JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2	JGAP 家畜・畜産物（差分審査以外）	150 千円
3	GLOBALG. A. P.	450 千円

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。

- イ 複数経営体により構成される団体である支援対象者が認証を取得する場合
認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 (農場 HACCP との差分審査)	60 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
2 JGAP 家畜・畜産物 (差分審査以外)	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
3 GLOBALG. A. P.	450 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。